

武蔵野音楽大学大学院学則

令和3年度

武蔵野音楽大学

武蔵野音楽大学大学院学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 武蔵野音楽大学（以下「本学」という。）大学院は、本学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化芸術の進展に寄与することを目的とする。

(所 在)

第2条 本学大学院は、東京都練馬区羽沢1丁目13番1号にこれを設置する。

(研究科及び課程)

第3条 本学大学院に音楽研究科を置き、これを博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の博士前期課程（修士課程、以下「修士課程」という。）及び後期3年の博士後期課程に区分する。

(各課程の目的)

第4条 修士課程は、学士課程の教育成果の上に立ち、音楽芸術についての深い学識と技術を授け、音楽家又は音楽研究者として必要な高度の能力を備えた人材の育成を目的とする。

2 博士後期課程は、音楽芸術の分野について広い視野に立ち、その理論及び技術をさらに深く教授研究し、その深奥を究め、自立して芸術活動又は研究活動を行うに必要な能力を備えた音楽家又は音楽研究者を養成することを目的とする。

(自己点検評価)

第5条 本学大学院の目的を達成するために、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価にあたって必要な事項については、別にこれを定める。

第2章 組織及び入学定員等

(専攻及び入学定員等)

第6条 音楽研究科の各課程に次の専攻を置き、その入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

課 程	専 攻	入学定員 (人)	収容定員 (人)
修 士 課 程	器 楽 専 攻	29	58
	声 楽 専 攻	20	40
	作 曲 専 攻	2	4
	音 楽 学 専 攻	4	8
	音楽教育 専 攻	10	20
	計	65	130
博士後期課程	音 楽 専 攻	10	30
	計	10	30

2 前項の博士後期課程は、次の研究領域にこれを区分する。

- (1) 器楽
- (2) 声楽
- (3) 作曲
- (4) 音楽学
- (5) 音楽教育

(標準修業年限)

第7条 修士課程の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

2 博士後期課程の修業年限は3年とし、5年を超えて在学することはできない。

第3章 学年及び授業科目

(学年及び学期)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は学年を前期と後期の2期に分け、期間については、当該年度の学事暦において定める。

(授業科目及び単位数)

第9条 各課程の授業科目及び単位数は、別表第Iにこれを定める。

(履修の方法、学習の評価及び修得単位数の認定)

第10条 履修の方法、成績評価及び修得単位の認定については、別にこれを定める。

(授業の形態)

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(修士課程における入学前の既修得単位の認定)

第11条 修士課程にあっては、研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院等において修得した単位を、本学大学院における授業科目として修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、15単位を超えないものとする。

第4章 課程修了の要件等

(修士課程の修了要件)

第12条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文等の審査及び試験に合格することとする。

- 2 修士の学位論文等の審査及び試験の細目については、研究科規則にこれを定める。

(博士後期課程の修了要件)

第13条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた研究科委員会が認めた者について、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士の学位論文等の審査及び試験の細目については、研究科規則にこれを定める。

(課程修了の認定)

第14条 修士課程及び博士後期課程の修了認定は、研究科委員会の意見を聴取し、学長がこれを行う。

第5章 学 位 等

(学位の授与)

第15条 修士課程を修了した者に対し、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者に対し、博士の学位を授与する。

(学位の種類等)

第16条 本学大学院において授与する学位の種類及びこれに付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程の器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻又は音楽教育専攻を修了した者に対しては、修士(音楽)とする。
- (2) 修士課程の音楽学専攻を修了した者に対しては、修士(音楽学)とする。
- (3) 博士後期課程の音楽専攻において、研究領域を器楽、声楽、作曲又は音楽教育として修了した者に対しては、博士(音楽)とする。
- (4) 博士後期課程の音楽専攻において、研究領域を音楽学として修了した者に対しては、

博士(音楽学)とする。

- 2 本条及び前条に定めるもののほか、学位の授与に関しては、本学学位規程にこれを定める。

(教育職員免許状)

第17条 本学大学院においては、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める要件を充足した場合、中学校教諭専修免許状(音楽)及び高等学校教諭専修免許状(音楽)の各教育職員免許状を取得することができる。

第6章 入学、学籍の異動、賞罰等

(修士課程の入学資格)

第18条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当した者でなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 研究科委員会において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(博士後期課程の入学資格)

第19条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当した者でなければならない。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 研究科委員会において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(入学の許可及び入学の時期)

第20条 入学試験に合格し、所定の入学手続を完了した者に対して、入学を許可するものとする。

- 2 入学の時期は、学年の始めとする。

(休学)

第21条 病気又はその他の事由で引き続き2ヶ月以上修学できない者が休学しようとする場合は、その事由を記して連帯保証人連署で休学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

- 2 休学の期間は、修士課程及び博士後期課程いずれにあっても、それぞれ通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学期間にこれを算入しない。

(復 学)

第22条 休学の事由が止んだときは、休学許可期間中でも願い出て、その許可を得て復学することができる。

(退 学)

第23条 病気その他の事由で退学しようとする場合は、その事由を記して連帯保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(再 入 学)

第24条 願によって退学した者、又はやむを得ない事由によって除籍された者が、再入学を願い出た場合は、退学又は除籍の時から2年以内の者に限り、選考の上相当年次に再入学を許可することがある。

(表 彰)

第25条 学生として表彰に値する行為があった者は、これを表彰することがある。

(除 籍)

第26条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 修士課程にあっては、在学期間が4年を超えた者
- (2) 博士後期課程にあっては、在学期間が5年を超えた者
- (3) 第21条第2項に定める休学期間を超えてもなお復学しない者
- (4) 督促を受けてもなお授業料等の納付金を納入しない者
- (5) 死亡又は行方不明の者

(懲 戒)

第27条 学長は、学生が本学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を行った場合、これを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (3) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒の手続については、別にこれを定める。

(裁 定)

第28条 退学（懲戒による退学を除く）、再入学、除籍及び表彰は、必要に応じ研究科委員会の意見を聴取し、学長がこれを行う。

第7章 研究科委員会

(研究科委員会の目的)

第29条 本学大学院の教育方針に基づき、教育研究上の必要な事項について学長が決定を行うにあたり意見を求めるため、研究科委員会を置く。

(組 織)

- 第30条 研究科委員会は、学長、副学長及び学長が必要と認めた教授をもって組織する。
- 2 前項にかかわらず、准教授、講師、その他本学学則第48条に定める事務職員等のうちから、学長が必要と認めた者を研究科委員会の組織に加えることができる。
- 3 学長は必要に応じ研究科委員会委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(研究科委員会の招集、議長)

- 第31条 学長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 2 学長は必要と認めた場合、随時研究科委員会を招集することができる。
- 3 学長は、研究科委員会委員の3分の2以上の請求があるときは、研究科委員会を招集しなければならない。

(研究科委員会の審議事項等)

- 第32条 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他学長が必要と認めた事項
- 2 前項に規定するものの他、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科委員会の成立)

- 第33条 会議は、研究科委員会委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第8章 学 費 等

(学費及びその他の費用)

- 第34条 入学検定料、入学金、授業料及び施設費等は別表第Ⅱにこれを定める。
- 2 休学等の者の授業料及び施設費の納付については、細則にこれを定める。

第9章 本学学則の準用

(本学学則の準用)

- 第35条 本学学則に定めのない事項に関しては、本学学則を準用する。

- 附 則 本規則は昭和44年4月1日から施行する。
- 中 略
- 附 則 本規則は昭和60年4月1日から施行する。本規則施行の際、現に在学する学生については第7条、第22条及び第41条の規定にかかわらずなお従前の例による。(学生定員の増加、納付金の改訂)
- 中 略
- 附 則 本規則は平成9年4月1日から施行する。ただし、第16条第2号については平成8年度入学者から適用し、第22条及び第41条については本規則施行の際現に在学する学生について、なお従前の例による。(学位の名称変更(音楽学専攻)、納付金の改訂)
- 中 略
- 附 則 本規則は平成13年4月1日から施行する。ただし、本規則施行の際、現に在学する学生については第8条、第10条、第22条及び第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。(別表第Ⅰ大学院授業科目・単位表の一部改訂及び納付金の改訂)
- 附 則 本規則は平成14年4月1日から施行する。ただし、本規則施行の際、現に在学する学生については第22条及び第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。(納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成15年4月1日から施行する。ただし、本学則施行の際、現に在学する学生については第1条、第7条、第22条、第34条、第41条及び第44条の規定にかかわらず、なお従前の例による。(規定の名称の変更(大学院規則から大学院学則)、自己点検評価の位置づけ、学生定員の増加、納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成16年4月1日から施行する。(博士後期課程設置に伴う改訂)
- 附 則 本学則は平成17年4月1日から施行する。ただし、本学則施行の際、現に在学する学生については第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。(納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成18年4月1日から施行する。ただし、本学則施行の際、現に在学する学生については第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。(納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成19年4月1日から施行する。ただし、第30条の2については本学則施行の際、現に在学する学生について適用する。また、第34条については本学則施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。(教員組織、納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成20年4月1日から施行する。ただし、本学則施行の際、別表第Ⅰ音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表のうち音楽学専攻について、現に在学する学生について適用する。また、第34条については本学則施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。(納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成21年4月1日から施行し、平成21年度の入学生から適用する。
なお、現に在学する学生については、第18条、第34条の規定にかかわらず、従前の例による。(修士課程の入学資格、納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成22年4月1日から施行し、平成22年度の入学生から適用する。なお、本学則施行の際、別表第Ⅰ音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表のうち音楽学専攻の副専攻実技については、現に在学する学生についても適用する。
(別表第Ⅰ音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表、納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成23年4月1日から施行し、平成23年度の入学者から適用する。
なお、現に在学する学生については、第34条の規定にかかわらず、従前の例による。
(別表第Ⅱ大学院納付金の改訂)

- 附 則 本学則は平成24年4月1日から施行し、平成24年度の入学者から適用する。
なお、現に在学する学生については、第34条の規定にかかわらず、従前の例による。
(別表第Ⅱ大学院納付金の改訂)
- 附 則 本学則は平成25年度から施行し、平成25年度の入学者から適用する。
- 附 則 本学則は平成26年4月1日から施行し、平成26年度の入学者から適用する。
- 附 則 本学則は平成27年4月1日から施行する。(課程修了の認定、懲戒、裁定、研究科委員会の目的、組織、研究科委員会の招集、議長、研究科委員会の審議事項等、研究科委員会の成立に係る改訂)
- 附 則 本学則は平成29年4月1日から施行し、平成29年度の入学者から適用する。
なお、ヴィルトゥオーゾコースの名称は現に在学する学生にも適用する。(学年及び学期、コースの名称の変更(ヴィルトゥオーソコースからヴィルトゥオーゾコース)、別表第Ⅰの一部改訂)
- 附 則 本学則は平成30年4月1日から施行し、平成30年度の入学者から適用する。
なお、第8条、及び別表第Ⅰ音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表における授業科目名称の表記については、現に在学する学生にも適用する。
(学年及び学期、別表第Ⅰの一部改訂)
- 附 則 本学則は平成31年4月1日から施行し、平成31年度の入学者から適用する。
なお、現に在学する学生については、第6条第1項、第34条の規定にかかわらず、従前の例による。(入学定員等、納付金の改訂)
- 附 則 本学則は令和2年4月1日から施行し、令和2年度の入学者から適用する。
なお、現に在学する学生については、第21条、第23条、第34条の規定にかかわらず、従前の例による。ただし、別表第Ⅰ音楽研究科(博士後期課程)授業科目・単位表については現に在学する学生についても適用する。
(連帯保証人、別表第Ⅰ音楽研究科(博士後期課程)授業科目・単位表、納付金の改訂)
- 附 則 本学則は令和3年4月1日から施行する。
なお、現に在学する学生については、第9条(別表第1)、第11条の規定にかかわらず、従前の例による。
(文言整理、授業の形態の新設、修士課程における入学前の既修得単位の認定、別表第Ⅰ音楽研究科(修士課程)授業科目・単位表の改訂)

別表第Ⅰ 音楽研究科(修士課程) 授業科目・単位表

器楽専攻

器楽コース(有鍵楽器)

履修年次		1	2	随	計
科 目		年	年	意	
必修科目	専攻研究 実技Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	修士論文 演習		4		4
	作品研究Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	修士論文基礎	4			4
選択科目	伴奏法研究Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	作品分析演習Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	有鍵楽器音楽史(ピアノ)Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	有鍵楽器音楽史(オルガン)Ⅰ・Ⅱ				
	室内楽奏法Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	指揮法			4	4
	音楽理論演習Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	音楽史特殊研究Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	楽書講読(英語)Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	楽書講読(ドイツ語)Ⅰ・Ⅱ				
	通奏低音研究			4	4

器楽専攻

器楽コース(管楽器・打楽器・弦楽器)

履修年次		1	2	随	計
科 目		年	年	意	
必修科目	専攻研究 実技Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	修士論文 演習		4		4
	作品研究Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	修士論文基礎	4			4
選択科目	作品分析演習Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	合奏研究 管楽合奏Ⅰ・Ⅱ 弦楽合奏Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	合奏研究 管弦合奏Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	室内楽奏法Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	指揮法			4	4
	音楽理論演習Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	音楽史特殊研究Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	楽書講読(英語)Ⅰ・Ⅱ 楽書講読(ドイツ語)Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8

器樂專攻

ヴィルトゥオーゾコース(有鍵楽器)

[illegible]

器樂專攻

ヴィルトゥオーゾコース(管楽器・打楽器・弦楽器)

[illegible]

器楽専攻

ピアノコラボレィティヴアーツコース

履修年次		1	2	随	計
科 目		年	年	意	
必修科目	専攻研究 実技Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	修士論文 演習		4		4
	専攻実技演習Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	修士論文基礎	4			4
選択科目	作品分析演習Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	有鍵楽器音楽史(ピアノ)Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	有鍵楽器音楽史(オルガン)Ⅰ・Ⅱ				
	ピアノ独奏技術Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	室内楽奏法Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	指揮法			4	4
	音楽理論演習Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	音楽史特殊研究Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	楽書講読(英語)Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4	}	8
	楽書講読(ドイツ語)Ⅰ・Ⅱ				
	通奏低音研究			4	4
	発音法研究 2ヵ国語				4
	発音法研究(ドイツ語)			2	
	発音法研究(イタリア語)			2	
	発音法研究(フランス語)			2	

声楽専攻

声楽コース

履修年次		1	2	随	計
科 目		年	年	意	
必修科目	専攻研究 実技Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	修士論文 演習		4		4
	作品研究	I 2	II 2	}	4
	ドイツ系作品Ⅰ・Ⅱ				
	イタリア系作品Ⅰ・Ⅱ				
	修士論文基礎	4			4
選択科目	重唱研究				
	歌曲重唱			}	4
	歌劇重唱				
	発音法研究 2ヵ国語				4
	発音法研究(ドイツ語)			2	
	発音法研究(イタリア語)			2	
	発音法研究(フランス語)			2	
	歌曲史			2	2
	歌劇史			2	2
	歌劇(演技演出)研究			4	4
	指揮法			4	4
	音楽理論演習Ⅰ・Ⅱ	I 2	II 2		4
	音楽史特殊研究Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4		8
	楽書講読(ドイツ語)Ⅰ・Ⅱ	I 4	II 4	}	8
	楽書講読(イタリア語)Ⅰ・Ⅱ				

声楽専攻

ヴィルトゥオーゾコース(声楽)

履修年次		1年	2年	随意	計
科 目					
必修科目	専攻研究 実技(ヴィル) I・II	I 6	II 6		12
	作品研究				
	ドイツ系作品 I・II	I 2	II 2		4
	イタリア系作品 I・II				
	修士論文基礎			4	4
選択科目	重唱研究				
	歌曲重唱			4	4
	歌劇重唱				
	発音法研究 2ヵ国語				4
	発音法研究(ドイツ語)			2	
	発音法研究(イタリア語)			2	
	発音法研究(フランス語)			2	
	歌曲史			2	2
	歌劇史			2	2
	歌劇(演技演出)研究			4	4
	指揮法			4	4
	音楽理論演習 I・II	I 2	II 2		4
	音楽史特殊研究 I・II	I 4	II 4		8
	楽書講読(ドイツ語) I・II	I 4	II 4		8
	楽書講読(イタリア語) I・II				

作曲専攻

履修年次		1年	2年	随意	計
科 目					
必修科目	専攻研究 実技 I・II	I 4	II 4		8
	修士論文 演習		4		4
	作品研究 I・II	I 4	II 4		8
	修士論文基礎	4			4
選択科目	作品分析演習 I・II	I 4	II 4		8
	作曲技法演習 I・II	I 2	II 2		4
	副専攻実技 I・II	I 2	II 2		4
	指揮法			4	4
	音楽理論演習 I・II	I 2	II 2		4
	音楽史特殊研究 I・II	I 4	II 4		8
	楽書講読(英語) I・II				
	楽書講読(ドイツ語) I・II	I 4	II 4		8
	楽書講読(イタリア語) I・II				

音楽学専攻

[illegible]

音楽教育専攻

[illegible]

音楽研究科(博士後期課程) 授業科目・単位表

音楽専攻

履 修 区 分	授 業 科 目	単 位 数			研究領域区分	修了要件 単 位 数
		1 年 次	2 年 次	3 年 次		
研究領域共通必修科目	研究領域研究指導	(単位は付与しない)			全領域	
	研究領域論文演習	2			全領域	2
研究領域別 必 修 科 目	演奏法特別研究Ⅰ	2			器楽・声楽	2
	作品研究	2			作曲	
	音楽学総合研究	2			音楽学	
	音楽教育総合研究	2			音楽教育	
研究領域共通選択科目	演奏法特別研究Ⅱ	2			各研究領域研究指導教員の指導を受けて、在学中に3科目(6単位)以上を選択し履修する。	6
	指揮法実技研究	2				
	ソルフェージュ特殊講義	2				
	音楽理論特殊講義	2				
	西洋音楽史特殊講義	2				
	日本・民族音楽特殊講義	2				
	音楽美学特殊講義	2				
	文献演習Ⅰ	2				
	文献演習Ⅱ	2				
	文献演習Ⅲ	2				
	発音法特別研究Ⅰ	2				
	発音法特別研究Ⅱ	2				
	発音法特別研究Ⅲ	2				

別表第Ⅱ 大 学 院 納 付 金 (第34条関係)

入 学 検 定 料	音楽研究科(修士課程)	器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育の各専攻 42,000円	
		器楽・声楽専攻：ヴァルトウオースコース 47,000円	
		器楽専攻：ピアノ・コラ・レイトゥ・アーツコース 42,000円	
		併願	ヴァルトウオースコースとの併願 47,000円
			ピアノ・コラ・レイトゥ・アーツコースとの併願 42,000円
	音楽研究科(博士後期課程)	42,000円	

音 楽 研 究 科 (修 士 課 程) 学 生 納 付 金	種 別	納 付 金 額	
	入 学 金(入学時のみ)	350,000円(本学音楽学部出身者は150,000円)	
	施 設 費(年額)	220,000円	
	授 業 料(年額)	ヴァルトウオースコース以外	1,220,000円
		ヴァルトウオースコース	1,270,000円

音 楽 研 究 科 (博士後期課程) 学 生 納 付 金	種 別	納 付 金 額	
	入 学 金(入学時のみ)	250,000円(本学大学院修士課程出身者は50,000円)	
	施 設 費(年額)	220,000円	
	授 業 料(年額)	1,200,000円	